

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 佐藤 絹子

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第94号「鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」ほか議案3件及び請願第20号「業者婦人の働きを認めない差別的税制、所得税法第56条の廃止を求める請願」であります。

当委員会は、去る12月9日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件については、原案のとおり可決すべきと決しました。また、請願第20号は、継続審査とすべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第94号「鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」であります。本年の人事院勧告及び人事委員会勧告に伴い、国家公務員等の給与改定が行われたことから、本市職員の給与についてもこれに準じて改定を行うなど、所要の改正を行うものでした。

委員からは、配偶者の扶養手当は1万3000円から6500円に、子にかかる扶養手当は6500円から1万円に段階的に支給額を改正することだが、改正にあたりどのような背景があるのか、との質疑があり、理事者からは人事院勧告等により配偶者については特別的な取り扱いをしないようにするための支給額引き下げをおこない、子については少子化対策の推進等から引き上げることとする、との説明を受けました。委員からは今回の改正で職員の支給額が増えるのか減るのかについては家族構成によって大きくかわる場合があるため、職員への周知に努めてほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第95号「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、雇用保険の適用対象が拡大されることなどを受け、関連する条例について所要の改正を行うものでした。

委員からは、このたびの改正で広域求職活動費が求職活動支援費として新設されることであるがどのような違いがあるのか、との質疑があり、理事者からは広域求職活動費というのは受給資格者が、ハローワーク公共職業安定所の紹介によって求職活動で往復300キロメートル以上となった場合に交通費が支給されるものであったが、求職活動支援費の新設により、交通費の支給が往復200キロメートル以上へと緩和されたことに加え、面接等に際して子どもの一時的預かりを利用する場合の費用等について

も支援の対象とするものであり、退職した本市職員に適用される場合がある、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第96号「工事請負変更契約の締結について（鳴門市学校給食センター新築工事のうち建築工事）」であります。鳴門市学校給食センター新築工事のうち建築工事について変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、打設した杭の変更があったとのことだが、当該建築工事の全体的な費用の増減は今後どれくらいを想定しているのか、との質疑があり、理事者からは現在おこなっている工事は初期の段階のため、現状では工事全体の費用の増減は想定することができない、との説明を受けました。委員からは全体の費用について、できるだけ増減が少なくできるように努めてほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数により原案を了といたしました。

次に、議案第97号「財産の取得について」であります。鳴門市学校給食センター厨房備品一式の財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、将来的には新学校給食センターと大麻学校給食センターとの統合を考えているのか、との質疑があり、理事者からは鳴門市では全体で5千数百食の調理がおこなわれており、このうち大麻学校給食センターでは1000食程度の調理をおこなっている。新学校給食センターの調理能力は5000食のため、必要食数が5000食を下回れば新学校給食センターのみで賄えるようになる。人口の推移をみるとしばらくの間は2つの施設が必要と思われるが、将来的には新学校給食センターだけで対応するということが検討していく必要があると考えている、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、賛成多数により原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。